

＜調査研究シリーズ 112＞

「楚辭集註」宋嘉定四年「同安郡齋刻本」  
の真偽について——附校勘表

西 紀 昭

序

「楚辭集註」は朱熹（以下朱子と称す）最晩年の著述である。慶元元年（1195年）に始まった「偽学逆党事件」で59名が朝廷を追放されたが、朱子もその中の一人として監察御史の弾劾を受けて、職を解かれ故郷の建州に引き籠ることとなった。

翌慶元二年、弾圧は更に厳しさを増し、リーダーの趙汝愚は永州に貶される途中、衡陽に於いて一月二十日病歿した。又、朱子に対しては、六月十五日国子監の上奏により、その著作「四書集註」及び「語録」は発禁の書に指定され、印刷のための板木もすべて破棄するようにとの命令が全国に通達された。

朱子はこれらの出来事に対して憤りを発して「楚辭集註」の著述を開始した。というのが後世の人々の見方である。例えば、宋の周密は「齊東野語」巻三で、「汝愚永州に安置せらる、衡州に至りて卒す、朱熹これがために離騷に注し以て意を寄す。」と述べている。他にも「困学紀聞」や「郡齋読書志」等に同様の説を見ることが出来る。

話としては面白いし説得力も有る。しかし、真偽のほどは不明である。

筆者はその説は取らない。朱子は早くから「楚辭」に注をする事を準備していたと考える。その理由は二つある。その一は、「楚辭」の音注については早に紹熙元年（1190年）に「楚辭協韻」を漳州に於いて刊刻出版しており、更に慶元六年（1200年）死の直前に刊刻された「楚辭音考」の草稿は「楚辭集註」に着手する以前に出来上っていたと考えられるからである。更に今一つの理由は、慶元二年に思い立って「楚辭」に注をし始めたにしては完成までの期間が短か過ぎるからである。「楚辭集註」八巻は二年後の慶元四年に完成、引き続き「楚辭辯證」二巻の著述に着手、こちらは一年後の慶元五年に完成し、更に引き続いて「楚辭後語」六巻の編著に取りかかったが、巻二まで注し終った所で、慶元六年三月九日、病により朱子は逝去した。この三年間で完成した「集註」八巻「辯證」二巻のうち、「辯證」は「集註」を著述する過程で発生した様々な疑問や問題点の中で、「集註」に入り切らない大きな問題点や「楚辭」本文とは直接関わらない事項について「集註」とは別稿としてまとめられたものである。従って、「集註」をまとめる時、「辯證」の大筋は既に書き上げられていたと考え

られる。とすれば「集注」八巻と「辯證」の大筋を二年間で完成させていた事になるが、いくら何でもそれは無理であろう。

以上のような理由で筆者は慶元二年発憤著書説は取らないのである。しかしながら、「楚辞集注」版本の比較研究を行う中で、最も古い版本の跋文に慶元二年発憤著書説の源が有ることが判明した。

そこで本稿では、この最古の版本・嘉定四年同安郡齋刻本と他の版本との比較校勘を行い、この版本が信頼出来るものかどうかを検討し、合せてその跋文の真偽も確かめてみたいと思う。

## 一 「楚辞集注」宋刊本五種

現存する「楚辞集注」宋刊本は五種類ある。その内刊行年の記されたものが三種類、刊行年不明が二種類である。刊行年の記されたものを順に挙げると、

- A 嘉定四年同安郡齋刻本、刊行者は楊楫。
- B 嘉定六年章貢郡齋刻本、刊行者は鄒應龍。
- C 端平二年朱鑑刻本、刊行者は朱鑑。

の三種である。あとの二種は、

- D 集注八巻本、刊行者不明、刊行年不明。
- E 集注八巻後語六巻本。

であるが、Eについては、筆者の校勘作業の結果、この版本は、これまで佚したとされていた、朱在刻本であることが判明した。(拙論「楚辞集注」宋刻「集注八巻後語六巻」について、2008年12月参照)

従ってEはBの次に入り、

- E 嘉定十年朱在刻本、刊行者朱在。

とすべきものである。

Dについては、「集注八巻」のみで、しかも巻一、巻三、巻四を欠いている。刊行者、刊行年とも不明である。但、集注の刻字が音注のみ細字双行で、集注は本文と同じ太字単行で印刷されているのは、B、Eと同じであり、刊行は端平本よりも早いと思われる。集注、音注ともに細字双行で印刷されるのは端平本以降だからである。

そこで、宋版五種を刊行年次順に並べると次のようになる。

- A 嘉定四年同安郡齋刻本、(1211年)
- B 嘉定六年章貢郡齋刻本、(1213年)
- C 嘉定十年朱在刻本、(1217年)
- D 楚辞集注八巻本、(不明)
- E 端平二年朱鑑刻本、(1235年)

こうして並べて見ると不思議なことに気付く。嘉定四年から端平二年に至る 24 年間に五種類の「楚辭集注」が刊行されている。余りにも刊行の間隔がつまり過ぎている。同じ書物が復刻されるのは前の刊行から二十年位過ぎてから行れるのが普通である。この五種を見ると、AとBの間が2年、BとCの間が4年、CとEの間が18年である。とりわけA、B、C三種は僅か6年の間に三種類刊行されている。これは異様である。

そこで、それぞれの刊刻の経緯を記した跋文を検討してみることにする。

## 二 各刻本の跋文

Aの同安郡齋刻本には刊行者楊楫の跋文が付されているが、これには大変な問題が含まれているので、後で詳しく検討することとし、先ずB、Cの跋文の検討を先に行っておく。

Bの章貢郡齋刻本は、跋文を佚しているが、Cの朱在刻本とEの朱鑑刻本の両方に、鄒應龍、朱在、朱鑑三名の跋文が「楚辭後語」の後に掲載されている。鄒應龍の跋文は無論章貢郡齋刻本のために書かれたものである。先ずこの跋文から見てゆく。

「楚辭後語は我が宋文公朱先生の所作なり、その述作の本意は先生自序に詳かなり。而して其の此の書を編定せし時と夫の論著の詳はぼゞ又己に先生の季子通守の監簿君の後序に見ゆ。應龍生ること晩く、先生の函丈に侍するに及ばず、ただ幸いにも監簿君と朝を同じうす、温陵に来たるに及び、又僚たりて相好し。……」

監簿君とは、先生の季子とあるように、朱子の三男朱在のことである。朱在は25才で官界に入り順調に出世してゆくが、朱子没後十年ころに鄒應龍とは地方の役所に於て親しく交っていたようである。章貢郡齋刻本の後序や内容の解説は朱在に書かせたと述べている。そして跋文の最後に次のように述べる。

「應龍不敏にして何ぞ以て先生の指意特見を識らんや、これを謂ひてこれを知ると謂うのみ。因りて是を以て監簿君に説諭するに、君曰く、然らば乃ち敬みてその後に書し、之を歸せん、と。嘉定壬申重九の後一日、邵武鄒應龍温陵郡齋に於いて書す。」

先生の意図された点や優れた見識等は私の理解を越えていますので、これが解説を監簿君にお願いしたところ、それなら跋文として解説しお送りします、とのことであった。と述べ、ここでも朱在に解説を依頼し快諾を得たと記している。そして日付は、嘉定五年（1212年）九月十日である。当然朱在の跋文も合せて刊刻し、翌嘉定六年章貢郡齋刻本は刊行されるわけである。

次に鄒應龍が述べていた朱在の跋文を見てみよう。この跋文は、章貢郡齋刻本のために書いた跋文と、その五年後に自ら刊刻した朱在刻本のために書いた跋文を合せて一編としたもののようである。

「先君晩歳この編を草定す、蓋しこれ晁氏が續變二書に本づく、其の去取の義精なり。然れども未だ嘗て以て人に示さず。…」

この後に「楚辞後語」所収の各作品の解説が続いたあと、次のように述べる。

「嘉定壬申仲秋、在始めて遺藁を取り、謄寫して編を成す、捧玩すれば手澤新たなる如けれども、音容復た見る可からず。困りて涕泣して其の後に書す。……」

ここまでが、章貢郡齋刻本のために書かれた跋文であるが、二箇所非常に大切な記述がある。前半の「未嘗以示人」と後半の「始取遺藁謄寫成編」である。

「朱子の草稿はまだ誰にも見せたことが無い」と「始めて父の遺稿を手にしてこれを書き写し、刊刻できるように整理編集した」というのは重要である。嘉定五年(1212年)九月までは、朱子の遺稿は誰にも見せたことは無く、又朱在自身も父の遺稿を管理しているだけで、書き写したり整理したりはしていないことが明らかになったからである。

朱在の跋文はこの後、嘉定十年朱在刻本のために書かれた跋へと繋がってゆく。

「又五年、歳は丁丑に在り、外に補されて來りて星江に守たり、ここに世職を嗣ぐ、既に郡齋刊する所の楚詞集注を取り、重ねて校定を加へ、復た併せて此の書を刻す。庶幾はくは並に行はれ、且つ以て予が心の悲しみを識られんことを。中秋の日、在謹んで記す。」

章貢郡齋刻本の刊行から僅か五年後の自身の手による再刊の理由について、「先に郡齋の刊行した『楚辞集注』に重ねて校定を行い、それに併せて『楚辞後語』を付して刊刻する」と述べている。これでは再刊の理由はわからないが、章貢郡齋刻本の構成とこの二人の跋文を比較してみると、再刊の理由は明らかである。

鄒應龍の跋文も朱在の跋文も共に「楚辞後語」に付せられたものである。ところが章貢郡齋刻本の構成を見ると、楚辞集注八卷、楚辞辯證二卷、反離騷一卷、となっており、楚辞後語六卷は刊刻されていない。これは一体どういう事であろうか。これでは二人の跋文は全くものの役に立っていない。そこで鄒應龍の跋文の中で「楚辞後語」について述べた所を見てみると、次のように記している。

「暇日困りて従いて先生平日の述作の大概を問ふに、它書己に世に行はるるも、獨りこの編のみ乃ち晩年の定むる所にして、なほ未だ業を卒ふるに及ばず、故に人未だ見るに及ばずと爲す、而して首めて以て應龍に示さる、困りて得て伏して之を讀むに、其の微詞奥義不一にして足る、獨だ漢の揚雄を論ずれば則ち反覆して屢ば其の意を致す、其の反騷に序するや則ち以て屈原の罪人、離騷の讒賊と爲す。」

朱子の著述について朱在に問うと、その返事は、他の書物はすでに刊行され世に行れておりますが、ただこの編「楚辞後語」のみは晩年の著述で、まだ完成に至っておりません。それで未だに人の目にふれていないのです。との事であった。そして初めて私に先生の草稿を見せられたので、伏してこれを讀むことが出来たのである。その

表現の精密さ理解の奥深さについては言うまでもないことである。

ただとりわけ、漢の揚雄について論じられた所は、くり返して何度も先生の（揚雄に対する）評価が述べられている。揚雄の反離騷に付された先生の序文では、雄はまちがいなく屈原にとって罪人であり、反離騷というこの文章は離騷にとって讒賊であるとまで批判されている。

鄒應龍は朱子の揚雄に対する批判の厳しさに圧倒されているようである。跋文の少し後の方では、朱子の揚雄に対する批判的な評価を重ねて紹介し、次のように述べている。

「抑も應龍嘗て監簿君に就て先生作せし所の資治通鑑綱目の書を借りてこれを読む、其の雄の死を書する所を見れば、曰く、莽の大夫揚雄卒す、と。則ち先生の以て雄を賤する所以のもの、其の意蓋しここに在るなり、嗚呼嚴哉」

朱子が揚雄の死について、単に「揚雄卒す」と記すのではなく、「（漢王朝の政権を篡奪した逆臣）王莽に大夫として仕えた（裏切者である）揚雄が卒した」と記録している事について、その厳しさに感嘆している。

鄒應龍は「楚辭後語」に記された朱子の序文や注十七編のすべてに目を通した結果、揚雄の反離騷に付けられた朱子の序、注、後序に最も深く感銘を受けたようである。

そこで、鄒應龍は何らかの考えがあって、この書を刊行するに当り、反離騷一編のみを「楚辭後語」の代りとして刊刻したものと思われる。反離騷の序文や注釈に最もよく朱子の思想が表れていると感じたか、或は他の諸篇が未だ整理が十分出来ていないと感じたかは定かではないが、いずれにしても、反離騷のみを刊刻したのは鄒應龍なりの見識であったろうと思われる。

こうして、嘉定六年章貢郡齋刻本は鄒應龍の手によって、集注八卷、辯證二卷、反離騷一卷の形で刊行されたわけである。

ただこれは朱在にとってみると予想外のことであった。朱子の残した楚辭後語編目52篇、うち朱子の注の付されたもの17篇、無注のもの35篇が何らかの形で刊刻されると思ひ跋文まで書いたにもかかわらず、「楚辭後語」六卷は結局刊刻されなかった。となれば、整理した父の遺稿は自分の手で刊行するしか無い。こうして5年間という期間をおいて朱在刻本は刊行されたものである。5年間という時間は、跋文では「重ねて校定を加へ」た時間と述べているが、父の書を刊行してくれた鄒應龍の顔をつぶさない為の配慮であったと考えられる。

以上が嘉定六年章貢郡齋刻本と嘉定十年朱在刻本の間の刊行関係である。事情がわかればこの5年という間隔は決して短いものではない。

### 三 嘉定四年同安郡齋刻本の跋文

同安郡齋刻本については跋文の検討に入る前にこの版本の概要を説明しておく。

嘉定四年同安郡齋刻本、台湾国家図書館蔵の最も古い版本であるが、「楚辭辯證二卷」のみで、「楚辭集注」八巻が無い。佚したのか最初から「辯證」のみを刊行したのかは不明であるが、楚辭の本文無しで注の補足部分のみを刊行したとは考えにくい、「楚辭集注」は佚したのであろう。

又、この版本には刊行者である楊楫の跋文が付いているが、この跋文は本文の活字体とは違って書写体で印刷されている。(資料参照) 書写体の印刷は元版の牌記から始まるが、これは版元の出版情報等をホンの二三行ワクで囲った形で印刷するものであり、跋文全体を書写体で印刷するのは、清朝に入ってから少数の例があるだけである。従って、この跋文が宋代の雕版であるとはとても考えられない、清朝に入ってから翻刻本であろう。

小論では字体の問題については余りふれないこととし、版本の中味の検討に重点を置いて論を進めたいと思う。

楊楫の跋文には非常に重要な内容が記されているので、全文を紹介しておく。

慶元乙卯、楫自長溪往侍先生于考亭之精舍、時朝廷治黨人方急、丞相趙公謫死于道、先生憂時之意屢形於色、忽一日出示學者以所釋楚辭一編、楫退而思之、先生平居教學者、首以大學語孟中庸四書、次而六經、又次而史傳、至於秦漢以後詞章、特餘論及之耳、乃獨為楚辭解釋、其義何也、然先生終不言、楫輩亦不敢竊有請焉、歲在己巳、忝屬胄監與先生嗣子將作簿同朝、因得録而藏之、今以屬廣文游君參校而刊于同安郡齋、嘉定四年七月朔日、門人長樂楊楫謹述、

慶元乙卯、楫長溪より往きて先生に考亭之精舍に侍す、時に朝廷黨人を治むること方はだ急にして、丞相趙公道に謫死せり、先生時を憂ふるの意屢しば色に形はる。忽に一日學者に出示するに釋せし所の楚辭一篇を以てす。楫退きて之を思ふに、先生平居學者に教ふるものは、首めに大學、語、孟、中庸の四書を以てし、次いで六經、又次いで史傳。秦漢以後の詞章に至りては、特だ餘論の之に及ぶのみ。乃ち獨り楚辭の解釋を為す、其の義は何ぞや。然れども先生終に言はず。楫が輩も亦敢へて竊かに請ふこと有らず。歲は己巳に在り、胄監に忝屬し、先生の嗣子將作簿と朝を同じくす、因りて録して之を藏するを得たり。今以て廣文游君に屬して參校し、同安郡齋に于て刊す。嘉定四年七月朔日、門人長樂の楊楫謹みて述す。

慶元元年(1195)、私楊楫は長溪から(建州に帰られた)先生をおたずねし、考亭



之精舎で先生にお仕えすることになりました。丁度その頃朝廷は「逆党」とされた党人の59名に対して厳しい弾圧を加えており、丞相の趙公は流刑の道中で病死された。先生はこの朝廷の処置に憤激され、その怒りをしばしば態度で示された。ある日突然注釈を加えられた楚辭一編を学生達にお見せになられた。私がつらつら考えますに、先生が普段学生達に教えられる書物といえば、先ず最初に、大学、論語、孟子、中庸の四書であり、次に易・書・詩・礼・楽・春秋の六経であり、更にその次が歴史書でありました。秦漢以後の文学作品に至っては、ただ話のついでに触れられるのみでありました。ところがこの楚辭についてだけは注釈まで加えておられる。それは一体どういう理由によるものであろうか。然しながら、先生はその理由について一言も語られることは無かったし、私どもも敢えてお尋ねすることはありませんでした。嘉定二年（1209）に胄監として役所に配属され、そこで先生の御子息将作簿（朱在）と同僚となりました。そのつながりで、先生の楚辭を書き写し所蔵することが出来ました。今これを広文の游君に依嘱して校訂を行ってもらい、同安郡齋から刊行することになりました。嘉定四年（1211）七月一日、門人長楽の楊楫謹んで述す。

朱子が朝廷の党人に対する処置に憤りを発して「楚辭集注」を編纂したとの説の発端となった文章である。

しかし、この文章には疑問点が多い。この疑問点が明確に説明出来なければ、「嘉定四年同安郡齋刻本」の信憑性は大きく揺らぐことになる。

そこで、この楊楫の跋文の内容を検討するとともに、この刊本の文字と他の宋版との比較校勘を行い、刊本の価値を確認するという二つの方向から、この刊本の真偽のほどを確かめることとする。

## 四 楊楫跋文の疑問点

### 1 刊刻年の問題

跋文の最後に、嘉定四年（1211）七月一日と刊刻の年時を明記しているが、果してこれは正しいのであろうか。

この少し前に、己巳の歳（1209）に朱在と同僚となり、それで朱子の草稿を書き写し所蔵することが出来たと述べている。

ここで、上述した朱在が鄒應龍の求めに応じて書いた章貢郡齋刻本の跋文の内容が非常に重要な意味を持つことになる。

朱在のこの跋文は嘉定五年（1212）九月に書かれたものであるが、その中で朱在は、「先君晩歳草定此編……然未嘗以示人也」、父は晩年にこの編の草稿を書き上げられました……然しながら、今まで一度もこの草稿を人に見せたことはありません。と述べており、更に、「嘉定壬申仲秋在始取遺藁謄寫成編」、嘉定壬申（1212）仲秋に私は

始めて父の遺藁を手に取り、これを書き写し、刊刻できるように整理編集した、とも述べている。

楊楫の跋文の記述と朱在の跋文の記述は全くくい違っている。楊楫は嘉定二年に朱在から草稿を借りてこれを録したと述べ、朱在は嘉定五年に始めて父の遺稿を整理し、まだ誰にも見せていないと述べている。

どちらかが虚偽である。朱在の跋文は嘉定六年鄒應龍の刊行した章貢郡齋刻本のために書かれたものであるが、その五年後嘉定十年刊行の朱在刻本でもそのまま使用されており、更にはその十八年後、朱在の甥で朱子の後継者である朱鑑の刊行した瑞平二年刻本に於ても一字一句変えること無く、この跋文が使用されている。この跋文の信憑性は非常に高い。

そして更に、章貢郡齋刻本に付された鄒應龍の跋文にもこれに関する記述が見られる。

朱在と温陵郡で同僚となり親しくなると述べた後、「暇日因從問先生平日述作大槩以為它書已行於世獨此編乃晚年所定猶未及卒業故人未及見而首以示余余得伏而讀之……」

ある日朱在に先生が普段著述なさったものはどうなっているか問うたところ、他の書はすでに刊行され世に流布しておりますが、ただこの編「楚辞後語」のみは晩年に書かれたもので、まだ完成に至っておらず、それ故未だ人の目に触れておりませんとの事であった、そして初めて私に見せられたのである、こうして私は伏してこれを読む機会を得たのである。

ここでも鄒應龍の言葉として、「<sup>はじ</sup>首めて以て余に示さる」、と自分が草稿を読ませてもらった最初の人物であると述べている。

こう見てくると、朱在の跋文の信頼性ははいよいよ高くなる。

ここで繁を厭わず、両者の内容にもとづいて、そのまま事実のみ時系列的に列挙すれば以下のようなになる。

嘉定二年（1209）楊楫朱子の草稿を書写す。

嘉定四年（1211）楊楫同安郡齋にて「楚辞集注」を刊行。

嘉定五年（1212）鄒應龍「楚辞集注」の刊行を企図す。跋文「首以示余」朱在、鄒應龍の求めに応じて跋文を書く。「未嘗以示人也」、「在始取遺藁謄寫成編」

嘉定六年（1213）鄒應龍、章貢郡齋にて「楚辞集注」刊行。

これが総て事実とすると、嘉定四年に既に刊行されていた「楚辞集注」を、翌嘉定五年に、鄒應龍と朱在は全く同じ書物を全く同じ草稿を使用して刊行しようと、懸命な努力をしていたことになる。このようなことは有り得ない。朱在にとって父の遺稿を書物として刊行し、世に広める事は悲願であったはずで、それを父の高弟が成し遂げてくれれば朱在にとって大変喜ばしい事であり、それを翌年別の企画で重ねて刊行



すること等考えるはずが無い。にも拘らず、朱在が鄒應龍に協力して、嘉定六年に章貢郡齋刻本が刊行されていることは、嘉定四年同安郡齋刻本は存在していなかったと考えるのが妥当であろう。

朱在の跋文の最後の部分も嘉定四年本の存在など微塵も感じさせない書きぶりである。

「既に郡齋刊する所の楚詞集注を取り、重ねて校定を加へ、復た併せて此の書を刻す。庶幾はくは並びに行はれ、且つ以て予が心の悲しみを識られんことを。中秋の日、在謹んで記す」

単に郡齋と述べているのは、刊行された「楚辭集注」は一種類しか無かったことを示しており、「並び行はる、」とは章貢郡齋刻本と嘉定十年朱在がこれから刊行する朱在刻本の両方が共に世に広まるようにとの意味である。

結論としては、嘉定五年の段階でも、嘉定十年の段階でも、嘉定四年刻本は存在していなかったということになる。

## 2 楊楫が朱子の草稿を書写した経緯の問題

跋文中に、楊楫が朱子の草稿を書き写したいきさつについて、「與先生嗣子將作簿同朝、因得録而藏之」と述べているが、これは誠に奇妙なことである。

楊楫は跋文の最初に記しているように、慶元元年（1195）に帰郷した朱子を訪ね、そのまま朱子が逝去する慶元六年（1200）までずっと朱子の傍に侍して学問に励んでいる。とすれば、朱子の三男朱在とは親しい間柄であったと思われる。朱子の草稿を見たければ、朱在を訪ねて行けば済むことである。何もわざわざ役所の同僚となったことを手ずるにする必要は無い。何故役所で同僚になったからなどと書いたのであろうか。

そこで思い出されるのが、鄒應龍の跋文である。「與監簿君同朝、及來溫陵又為僚相好也……而首以示余、余得伏而讀之」

この文章と楊楫の文章は表現が簡潔になっただけで、内容は全く同じである。鄒應龍は朱在と面識が無かったので、役所の同僚となったのでという理由は理解できる。ところが楊楫は五年にわたって朱子の傍らに侍しており、朱在とも面識があったはずである。その楊楫が朱在と役所の同僚となったのでという理由を述べるのは不思議な話で理解に苦しむ。

楊楫の跋文は鄒應龍の跋文を真似て書かれたものではないかとの疑念が生じてくる。

### 3 「考亭之精舎」と云う呼称の問題

跋文の最初に、「楫自長溪往侍先生于考亭之精舎」と述べているが、問題は、考亭之精舎という呼び方である。

この精舎は朱子が帰郷して、訪れて来る多くの門弟達の学問の場として或は宿舎として、自宅近くに建てた書院である。紹熙五年（1194）12月12日に落成式典にあたる釋菜の禮を行っている。朱子はこの書院に滄洲精舎と名付けている。釋菜の禮で先聖に奉った文の題を「滄洲精舎告先聖文」という、（朱文公文集巻八十六）。滄洲精舎は正式な名称である。しかし門弟達は皆これを、竹林精舎と呼んでいる。竹林の傍に建てられていたからである。又竹林のある溪を考亭という、言わば地名である。住所が考亭、書院名が竹林精舎というのが共通認識だったようである。例えば、黄榦の董銖墓誌名には、「慶元初、先生歸自講筵、日與諸生論學於竹林精舎」、朱子が日々竹林精舎に於て諸生と学問を論じられたと述べていたり、朱子語類巻一百零七にも「先生書竹林精舎桃符云……」と見えたりする。又、陳淳には「竹林精舎録」一書があり、その序文の中で次のように述べている。「己未冬、始克與妻父同為考亭之行……晚過竹林精舎止宿」、己未の歳（1199）冬に初めて妻の父と一緒に考亭への旅を行ない……その日の夜は竹林精舎に宿泊しました。

これで見ると、朱子の自宅や書院のある地名が考亭、書院の名は竹林精舎とはっきり使い分けている。門弟達は皆竹林精舎と呼んでおり、「考亭精舎」或は「考亭之精舎」と地名で呼んだ例は見受けられない。

再度楊楫の跋文をあげてみると、「楫自長溪往侍先生于考亭之精舎」、考亭の精舎で先生にお仕えした、という時の考亭は地名として使っているのか、精舎の名称として使っているのか、はっきりしないが、「考亭にある精舎で先生にお仕えした」は不自然である。楊楫はこの竹林精舎で五年間を過しており、この精舎に馴れ親しんでいた筈で、わざわざ「考亭にある」という説明を付けるとは考えられない。とすれば、地名と精舎名を合せてこのように呼んだのではないかと考えられる。

実はこの精舎は後に、考亭書院と名を改めている。つまり精舎の名称を考亭としても間違いではないのである。

明の嘉靖年間に刊行された「建陽縣志」巻五に次のような記述がある。

「考亭書院は三桂里に在り、……紹熙五年、四方よりの來學者衆きを以て、復た精舎を所居の東に建て以て之に處る。扁に曰く竹林精舎、後更めて滄洲精舎と曰ふ、……淳祐四年、詔して書院と為す、考亭書院と御書さる」

この最後の部分が重要である。淳祐は宋の理宗の年号で、淳祐四年は1244年である。淳祐四年、理宗は朱子の完全な名誉回復を行い、詔を發して、竹林精舎を書院とし、自ら筆を執って、考亭書院という扁額を書いて精舎に与えられたのである。

当然これ以降は考亭書院と呼ばれるようになり、竹林精舎の名称は使用されなくな

る。

このように見てくると、「考亭之精舎」という呼び方は、精舎の名が理宗によって考亭と改められてからの呼称ではないかと考えられる。

そうすると、楊楫の跋文自体が淳祐四年以降に書かれたものではないか、との強い疑念がわいてくる。もしそうであれば、朱子没後半世紀近く経過しており、跋文は楊楫の書いたものではない。楊楫は早に世を去っている。

淳祐四年以降、何者かが楊楫の名前でこの跋文を捏造したのではないかと疑われる。

#### 4 跋文の内容の問題

跋文とは後序やおくがきといったもので、刊行する書物の最後に、その書物の来歴や価値、著者の人柄の紹介や賞賛、更には刊行に関った者の思い等を書き記して、書物の末尾を飾るものである。鄒應龍の跋文、朱在の跋文等いずれもその典型的なものである。

ところが、楊楫の跋文を見ると、形式的には跋文であるが、内容的には上述したような跋文として必ず書かねばならない事柄が何一つ書かれていない。

ここで今一度楊楫の跋文の内容を要約してみると、次のようになる。

「慶元元年、考亭之精舎で先生にお仕えすることになった。

その当時、朝廷の党人に対する弾圧は非常に厳しいものがあり、先生はしばしば朝廷への不満を顔に出された。

ある日突然、楚辭の注釈を我々門弟に見せられたが、何故楚辭に注をなされたのか、その真意は全くわからないままであった。

嘉定二年、朱在と同僚となった機会を利用して、先生の楚辭の注釈を書き写し、所蔵することが出来た。それを今同安郡齋から刊行する。」

「楚辭集注」が書かれた経緯については、「ある日突然」であり、著者朱子の思いについては、「真意がわからない」であり、朱子の人柄については、「朝廷への不満をしばしば顔に出された」であり、刊行する理由は、「朱在と同僚となったから」である。

どの項目についても内容の有ることは全く書かれていない。一体これで跋文と言えるのであろうか。そして、師の著述を刊行するにあたり、師の学問について一言も紹介していない、これで弟子と言えるのであろうか。

更に重要なことは、文章全体のどこからも朱子に対する尊崇の念を読み取る事が出来ないということである。弟子として、師に対する敬慕の気持を表す言葉は一言半句も書かれてはいない。弟子が師の著述を刊行しようとして書いた跋文としては、余りにも師に対する礼を失している。とても朱子の弟子たる者が書いた文章とは思われない。

師弟関係という面から見ると、理解し難いことがもう一つ有る。

この跋文は嘉定四年に書かれたとなっているが、それは朱子が逝去して十一年後のことである。朱子逝去後余り時間がたっていない。とすれば、当然師の逝去を悼む哀惜の言葉が入っていないなければならない。

例えば、朱在は嘉定五年の跋文の中で、「捧玩手澤如新而音容不復可見矣、因涕泣而書其後」、父の筆跡はまだ新しく見えるが、今やその声も姿も二度と見ることは出来ない、その悲しみに涙を流しながらこの文章を書く。と、父の逝去の悲しみを述べているし、更にその五年後の嘉定十年に書かれた跋文でも、「以識予心之悲也」、私の父を失った心の悲しみをわかっていたきたい、と述べている。嘉定十年は朱子逝去の十七年後である。それでもやはり父の死に対する哀惜の心情が述べられている。とすれば、朱子逝去の十一年後に書かれた楊楫の跋文に朱子の死を哀悼する言葉が全く無いのは極めて不可解である。

父子関係と師弟関係で差が有るのは当然ではあるが、父子関係を中心として縦の人間関係を最も大切に考えるのが儒学である。

その学灯を継承している筈の弟子が師に対する尊崇の念も、師の逝去に対しての哀惜の情も示さないような文章を師の著作の跋文として書くとは到底考えられない。余りにも師に対して礼を失っており、余りにも朱子の説いた学問から逸脱している。朱子の弟子たる人物の書いた文章とはとても思えない。

楊楫の名が書かれているが、楊楫の書いた文章ではない、つまり偽作であると断定してもよさそうである。

それでは、いつ、誰が、何のために、この文章を書き、刊行までしたのかということであるが、書かれた目的ははっきりしている。

この跋文には、朱子が朝廷の党人に対する弾圧に非常に憤っていたことと、何故かはわからないが突然楚辞の注釈を学生に見せたことしか書かれていない。読者はこの文章を読んで、朱子は朝廷の弾圧を憤って、楚辞に注釈を行い、その憤りを表現した、と感ずることになる。

つまり、朱子発憤著書説の根拠とする目的で書かれたものであろう。

誰が書いたかは永久に謎であるが、書かれた内容から見て、朱子学の系統とは全く無縁の人物が、この偽作を捏造したと考えるのが妥当であろう。

書かれた時期は、「考亭之精舎」という呼称から見て、宋の理宗が「考亭書院」と改名した淳祐四年（1244）以降と考えてよいようである。

内容は偽書であるとしても、この版本自体は一体いつの時代のものか確認する必要がある。そこで、この最も早い宋版とされている嘉定四年刊本と他の宋版との文字の比較校勘を行い、この刊本の素性を出来る限り明らかにしてみたい。

## 五 嘉定四年同安郡齋刻本と他の宋版との比較校勘の結果

校勘表を附しているので詳細はそちらで確認していただきたい。

結果は驚くべきものであった。これ程誤りの多い粗悪な版本は他にその例を見ない。「楚辭辯證」二巻、頁数にして僅か 45 葉しかないにも関らず、誤字・脱字の多さはあきれるばかりである。

誤字、45 例。脱字、25 例。増字、10 例。その他に、俗字を正字に改める 26 例、逆に正字を俗字に改める 16 例、であった。

その他に補刻字が 8 例もある。これは脱字が見つかった時、一字分を空格とし、そこに二字を刻字して補った活字を埋めこんで修正するもので、一字分の所に二字が印刷されている。明代以降よく見られるが、8 例もあるのは珍しい。

### A. 誤字について

未熟な刻工によると思われる単純な誤りが多い。

字形が似ているために誤ったもの

音→者（上 2 b 4） 孥→拏（上 5 b 4）

惡→患（上 9 a 2） 宮→官（上 13 b 4）

旨→指（上 19 a 1） 紘→紛（下 5 a 3）

他にも、皇→凰、辨→辯等も見受けられる。

この類の中に同安郡齋刻本の方が正しいと思われる異同は一例も無い。

発音が同じであるために誤ったもの

以→已（上 1 b 3） 風→諷（上 3 a 8）

正→証（上 3 b 2） 為→謂（上 4 b 6）

詰→古（上 5 a 9） 故→固（下 7 b 5）

この類の中では、風→諷がやや気になるが、これは、本文「依道徑以風諫君也」の、「君を風諫す」、が、「君を諷諫す」、となっているわけで、一見すると同安郡齋本の諷諫の方が良いように思われるが、「詩經大序」に、「風風也教也」とある如く、古くは諷の意で風を使っている。朱子はそれをふまえて、風諫としたのであろう。諷諫は後世の賢しらかと思われる。これも含めて、同安郡齋の方が正しいと思われる異同は見当たらない。

意味が同じ、或は近いので誤ったもの

之→其（上 12 a 6） 魂→神（上 24 b 5）

云→曰（下 1 a 5） 會→合（下 7 a 9）

魂→魄（下 13 b 3） 云→説（下 14 b 8）

路→道（下 17 a 4）

この類の中では、會→合がやや問題である。

本文は「齊桓九會、九本糾字、借作九耳」、この「齊桓九會」が「齊桓九合」となっている。「論語」に、「桓公九合諸侯一匡天下」とあるように、九合の方が自然であるが、朱子は下文で、「九會之數不合」と述べており、不自然ではあるけれども、九會とする他本の方が正しい。

この類も亦同安郡齋刻本の方が正しいと思われる例は見当らない。

これ以外には、理由の推測の出来ない単なる誤刻が多く見られる。

中には、無之祈→巫支祁（下2 a 9）のような奇妙な誤刻もあるが、これ以上取り上げないこととする。

## B 脱字について

脱字は刻工の油断によるもので論評する必要も無い。但一箇所、「故今正之」の四字を脱している個所（上4 b 7）だけは問題である。「貞于二字亦為衍文矣故今正之」という弁證の本文であるが、これは、楚辞の本文「攝提貞子孟陬兮」に対して、王逸が攝提は星座の名、孟陬は歳月で寅年寅月寅日と注をしているのに対し、朱子が歳とするのはおかしいと反論している個所で、もし歳の名ならば、貞于二字は不要となるではないか、と自説をしめくくっている後に、「故に今これを正す」が有るのが良いか悪いかの問題である。四字が有った方が朱子の考えはより明確になるが、重複感が増す。是非は定め難い。

## C 増字について

一文字増えているわけであるが、「而」とか、「皆」とか有っても無くてもよいような字ばかりである。この類は論評の必要も無さそうである。

## D 補刻字について

これは脱字の個所の補正である。宋版等に脱字が有った時、後世の学者がそれを訂正するために、一字を削り、そこに二字を刻んだ活字を埋めこんで、脱字の個所を補正するものである。二字を横に刻るため見た目は良くない。普通は一部の書に一・二個所あるかどうかである。

ところが、この同安郡齋刻本は二巻45葉の中に8個所も補刻が見られる。異常に多い。これは後世の学者が補刻したものではない。そうであれば、まだ脱字が25例も残っていることの説明がつかない。彫版を行った刻工が後で気付いた脱字を自分で訂正するために補刻したものであろう。

最初から補刻した版本を刊行する等、宋版・元版・明版を通じてあり得ないことである。清朝に入ってから、それも出版事業が混乱していた時期の刊行と思われる。



誤刻の個所が計 100 個所にも及ぶこの版本が宋版でないことはもはや明白である。そして、字体を宋版に似せて雕版を行い、倣宋本として盛んに出版が行われるのは、清朝中期以降のことである。同安郡齋刻本と称するこの刊行もその頃の刊行ではないかと推定される。

ただ、この刊本の底本をさぐるべく、もう少し他の版本との異同を見てゆくと、この刊本の特徴がはっきりと見えてくる。それは、この刻本と嘉定六年章貢郡齋刻本・嘉定十年朱在刻本との一致である。

三者が完全に一致している異同は 5 例、ほぼ一致しているのが 2 例、嘉定六年本のみと一致しているのが 12 例である。

この三者が一致して、端平二年（1235）朱鑑刻本とは一致しない個所を数例あげてみる。

#### 楚辭辯證卷下（下 4 a 4）

端平本は「羿焉彈日鳥焉解羽洪引歸藏云」とするが、嘉定刊本三種は「洪引歸藏云」と前八文字が無い。前八字は楚辭天問篇の本文であり、無い方が正しい。これは端平本が、この項目が楚辭本文のどこに該当するか明らかにするために、欄外に楚辭本文をメモしておいたものが、辯證の本文に混入したのであろう。

#### 楚辭辯證下（下 7 b 3）

端平本は「有裳衣兵車之辨」とするが、嘉定刊本三種はいずれも、「有衣裳兵車辨」としている。「衣裳」か「裳衣」かであるが、これは「春秋穀梁傳」に「衣裳の會十有一……兵車之會四」とあり、衣裳が正しい。

#### 楚辭辯證上（上 15 a 7）

「輪已庫則於馬終古登阨也」の庫の字を同安郡齋、章貢郡齋兩刻本とも「崇」に作っている。朱在刻本のみは、端平本と同じく「庫」に作る。

これは「周禮冬官考工記」の「輪已崇則人不能登也、輪已庫則於馬終古登阨也」の下半部を朱子が引用したもので、庫が正しい。同安郡齋刻本、章貢郡齋刻本ともに「周禮」の前半に引きずられて、「輪已崇」としてしまったのであろう。朱在は章貢郡齋本の誤りに気付き、朱在刻本では「庫」に訂正したものであろう。

#### 楚辭辯證下（下 17 b 9）

端平本は「榭有屋明矣」で文章が終っているが、章貢郡齋刻本と朱在刻本はその後に「説文誤也」の四字が加わっており、同安郡齋刻本はその四字が「説文是也」となっている。

これは朱子が、「榭」の意味を解説するのに、「説文解字」を別説として紹介し、榭に屋が有ることは明らかである。と結論づけたのであるが、朱在は説文の最後に「臺有屋也」とあるのを見て、これを異説と考え、「説文誤れり」と付記したものであろう。同安郡齋本は更にそれを誤って「是也」としてしまったものである。

## 楚辭辯證下（下9 b 6）

端平本は「己日為自變改」とするが、章貢郡齋本は「己日為改日」に作り、同安郡齋本は「己日為日改」に作る。朱在刻本は端平本に同じ。これは辯證本文「改叶音己」を解説した部分で、朱在は章貢郡齋本の時は、「己日改日と為す」と、己と改を簡単に結びつけて述べていると考えていたが、朱子は「儀禮」の注を踏まえている事に気付き、「己日々自ずから變改するとなす」に改めたものであろう。それを踏襲したのが端平本である。同安郡齋本は「己日為改日」を「己日為日改」と文字の順序を誤ったものであろう。

以上の例の他に、同安郡齋本が章貢郡齋本とのみ一致する例があと10例ほどある。

この点から考えて、同安郡齋本が章貢郡齋本を底本として踏襲していることは明らかである。恐らく、朱鑑の端平二年刊本が刊行されてそれほど時間のたっていない時期に、章貢郡齋本を底本とする同安郡齋本と称する偽書が世に現れたものであろう。

## 六 結論

嘉定四年（1211）楊楫が同安郡齋から刊行したとされる同安郡齋本は、その跋文の中で、嘉定二年に楊楫が朱在から朱子の草稿を借りて書き写し、これを刊行すると述べているが、朱在は章貢郡齋刻本（1213）のために書いた跋文の中で、未だ草稿を人に見せたことは無いとか、今回初めて父の遺稿を整理し清書すると述べており、楊楫の跋文が虚構であることは明らかである。

又、楊楫が朱在と同僚になった機会に朱子の草稿を借りたというのも、二人の関係から考えて、極めて不自然である。借りようと思えばいつでも借りられた筈である。同僚となった機会を利用して、と言うのは、章貢郡齋刻本の鄒應龍の跋文の文章を真似たものであろう。とすれば、跋文が楊楫の書いたものであるという点も虚構である可能性が非常に高い。跋文の内容を見ても朱子に対する敬慕の念が全く感じられず、朱子の逝去に対する哀悼の言葉も無い。朱子の門下生の書いた文章とは到底考えられない。楊楫の跋文は偽作と断定せざるを得ない。

更にこの跋文では、朱子の学問や「楚辭集注」に示された朱子の卓越した楚辭解釈に一言もふれること無く、ただ、朱子が朝廷の党人に対する弾圧に憤っていたことと、突然、楚辭に注釈をしたことのみが述べられている。

つまり、朱子が朝廷に対する憤りを表すために楚辭に注釈をした（自身を屈原に重ね合わせた）との考え方を広めるために書かれたものと考えられる。この見方は南宋の時代にかなり世に流布したようで、「困学紀聞」、「齊東野語」、「郡齋讀書志」等に見られる朱子発憤著書説は、そのほとんどがこの楊楫跋文なる偽書にもとづくものと思われる。

結局この同安郡齋刻本なる偽書は楊楫の名を騙った跋文と章貢郡齋刻本にもとづく楚辭辯證二巻を合せた形で世に広まり、版本の形か抄本の形かはわからないが、清朝中期まで伝ったものと考えられる。

それを清朝中・後期頃、誰かが朱子発憤著書説の根拠となる「楚辭」として再度刊行したものであろう。或は特定の蔵書家に売りこむことを目的として刊行されたものかも知れない。

因みに、この版本の所有者は清朝中期に活躍した蔣子銓で、51歳の誕生日前にこの「宋版楚辭」を購入したと友人達の賛辞には記されている。

最後に、楊楫跋文の部分が倣宋体はなく、書写体の雕版で印刷された理由について、一つの推測を述べておく。

恐らく始めは跋文も合せて倣宋体で印刷するつもりで、彫版をさせようとしたのであろうが、腕の良い刻工が偽書に手を染めるはずも無く、結局未熟な刻工に仕事をまかせたところ、想像以上に誤りが多く、辯證二巻はそのまま使用することにして、売りものの楊楫跋文だけは誤字脱字の無いように、清書した原稿をそのまま板木に張り付けて彫版を行せたのではないかと考えられる。この刊本は跋文が命だからである。

終

## 補足

この版本が宋版とされてきた理由はもう一つある。

楊楫の跋文の後に、この版本の所有者蔣子銓の友人五名による賛辞が書き加えられていることである。清朝中期の知識人五名がいずれもすばらしい宋版であると折紙をつけている。これでは誰もが宋版であると信じざるを得ない。

しかし、彼らは本当に宋版と信じて賛辞を書いたのであろうか。偽書であるという前提でこれらの賛辞を読むと、実に巧みに断定を避けていることが読み取れる。

最初の張充亮の賛辞は以下のようなものである。「癸亥重陽前一日、詣藏園、祝主人五十一生日、主人適於□日得楚辭辯證、為嘉定四年同安郡齋刻本、槧印精好未見著録、展讀再四不思釋手、一甌之偕情、俟他日」。これまで見たことも無いほど印刷もすばらしく、手を放したくないほどです。しかし、本日は暖いおもてなしでお酒をいただいていることでもあり、又日を改めて拝見致したいと思います、と歓待のお礼を述べているが、その裏に、実は酔っていました、との逃げ道が隠されている。

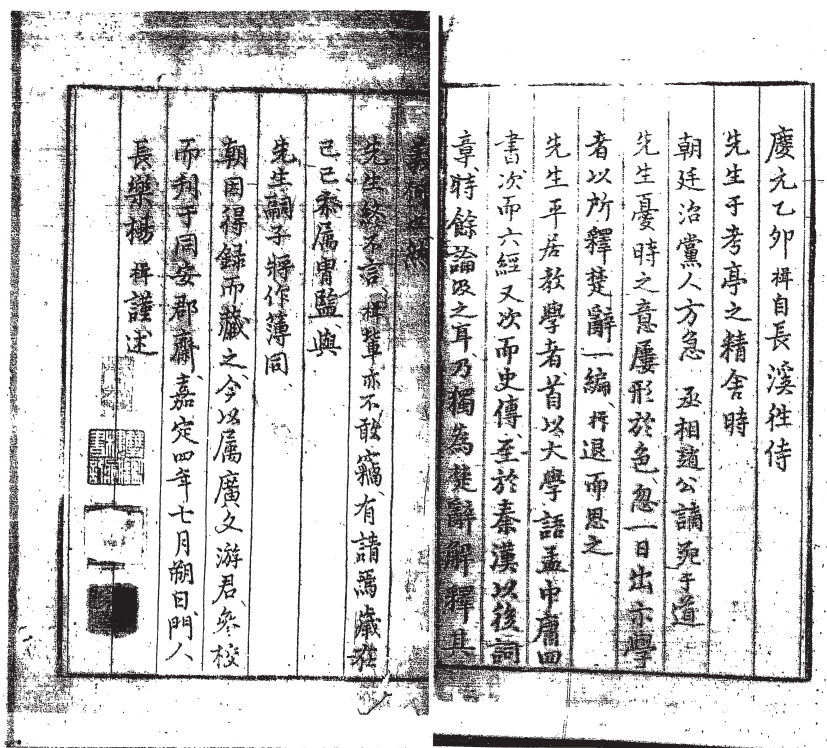
二番目の朱文鈞の賛辞は、「藏園主人今年所得宋本經籍、曰周易本義、曰通鑑目錄、曰嘉泰普煌錄、曰儀禮經傳通釋、曰播芳大全文粹殘本、曰詩人玉屑、此書共第七矣……歲闌必逾十全之數……」、とこちらの方は楚辭の書名を挙げず、ただ「此の書」

と言うのみで、他の六種類の宋版を表に出して、楚辞色を薄め、年内には十全の数を越す宋版が揃う事になるでしょう、と完全に楚辞を他の宋版の中に埋没させている。

いずれも、蔵園主人の入手した「宋版楚辞」を賞賛しながら、実に見事に逃げ道が裏に隠されており、主人の顔を立てながら、さりげなく断定する事を回避している。清朝知識人の面目躍如たる名文である。

この賛辞をもって、宋版である根拠とすることは出来ないし、賛辞の表面だけで宋版と認めていると判断することは清朝知識人のすぐれた知識と文才に対して失礼であろう。

追記 各版本の調査にあたり、海外事情研究所の海外調査費の援助を受けた。ここに記して謝意を表したい。



資料 楊楫跋文

## 宋版「楚辭集注」校勘表（宋刊集注八卷本辯證二卷佚）

卷数	宋端平二年刊本	宋嘉定四年同安郡齋刻本	宋嘉定六年章貢郡齋刻本	宋嘉定十年朱在刻本
辯證上				
1a 2	顧其訓故	顧 下同	顧 下同	
4	以備參考	呂 下同		
1b 1	凡書非正經者	凡 下同	凡 下同	凡 下同
3	宋玉九辯以下	已 下同		
4	六月以下	以下下有皆字		
4	民勞以下	以下下有皆字		
6	寃据晁本			據 下同
7	洪晁二本今亦未見	二本下無今字		
7	更當博考之耳	博 下同		
2a 1	以作者先後			後先
1	次叙之	序	序	序
5	今本認之所定也歟		無歟字	無歟字
2b 3	刻意於楚學者	意下無於字		
3a 6	離騷經之所以	以所 二字在一格裡		
7	言已放逐離別		以	以
8	以風諫君也	諷		
3b 2	洪氏正之	證		
3	善鳥香草			善
5	處妃佚女	宓. 佚 下同	宓. 佚 下同	宓. 佚 下同
6	今按		按	
8	詩所謂比也	謂所 二字在一格裡		
9	善鳥之類耳	矣		
4a 2	其辯當詳說於後		辨	
3	楚武王子瑕			瑕 下同
4	它國之人遊宦者	宦		
7	以為尊稱			称
4b 4	以指十二辰者也			辰

卷数	宋端平二年刊本	宋嘉定四年同安郡齋刻本	宋嘉定六年章貢郡齋刻本	宋嘉定十年朱在刻本
6	必為歲名	謂		
7	故今正之	脫故今正之 四字		
8	恒指中氣			所
5a 1	惟从心者思也	從 下同	從 下同	從 下同
3	後放此	倣		
9	便入訓詁	古		
9	下半句下又通上半句	又下 二字在一格裡		
5b 2	放詩傳之例	倣		
4	古音	者		
4	能祭代叶又乃代	掣	掣·又叶	又叶
6	它韻皆不必協也			協
8	如皂亦音香		皂	皂
8	他皆放此	倣		
6a 5	甚精且博	博		博
6b 3	又疑其不同		異	異
3	而下能決其是非也	而下有又字 不下無能字		
6	蕙則自為零陵香	謂		
7a 2	其香雖美	香上無其字		
2	質弱易萎			弱質
6	憑一作憑	彛	彛	
8	不能盡出也	述		
7b 3	非君臣之君也	目 下同		
8a 2	託為男女之辭	詞		
3	非以是直指而名之也			無是字
4	言其秀慧而脩飾	飭		
5	以男悅女之號也	無也字		
5	今王逸輩	輩		輩
8b 2	皆以避唐諱爾		耳	耳



卷数	宋端平二年刊本	宋嘉定四年同安郡齋刻本	宋嘉定六年章貢郡齋刻本	宋嘉定十年朱在刻本
6	則當从豕	從 下同	從 下同	從 下同
6	則當从喙耳	從・省	從・省	
7	備規矩而改錯者	規	規	規
9a 2	所惡有甚於死者	患		
9b 3	王逸行迷之義		意	
6	宅之東北有女媧廟	北媧 二字在一格裡		
10a 3	女媧詈原之意	罵	罵	
5	其詈原		罵	
10b 2	為說則不誤矣	誤 下同		
5	三嬪之說		實	
11a 1	此未暇論也	暇 下同	暇 下同	暇 下同
4	則自不必論也	則下無自字		
11b 7	今皆略存梗槩	畧	揆	
12a 4	其始止因堯典	無其始二字		
5	好惟之人	怪	怪	
5	恥其謬誤	耻	耻	耻
6	必欲使之與經為一	其		
7	古今文士相承引用		字	
12b 3	無善惡之分也	惡 下同		
5	雷師獨以震驚百里	以下有為字		
9	王逸又以票風風雲霓	論		
13a 7	往觀四荒處		方	方
7	欲求賢君	賢求 二字在一格裡		
8	至上下求索處	無求字		
13b 4	至此遊春宮處	官		
6	虎行兒			貌
9	宓字本从虍	從	從	從
9	伏羲之後		羲	羲

卷数	宋端平二年刊本	宋嘉定四年同安郡齋刻本	宋嘉定六年章貢郡齋刻本	宋嘉定十年朱在刻本
14a 5	隱者不肯仕	匿隱 二字在一格裡		
9	爾雅說四極	爾	爾	
14b 4	注於它說			他
6	故雖能為讒賊	雖下無能字		
15a 1	鳳皇既受詒	風 下同		
2	審爾則高卒何由而先我哉	爾	爾	爾
7	輪已庠則於馬終古登陲也	崇·迤	崇·迤	迤
8	常如登陲無有已時	迤	嘗·迤	嘗·迤
15b 2	而失其辭也	詞		
3	豈惟是其有女	唯	唯	唯
6	幽昧眩曜二語	曜		
7	乃原自念之辭	詞		
16a 1	欲再決之巫咸也	決		
4	此亦求之太過也	過下無也字		
6	陞降上下	外	外	
16b 5	此辭之例	詞		
6	世亂俗衰		俗亂·衰	
7	其化為惡物	惡		
9	蓋其所感益以深矣	無蓋字		
17a 4	使此詞首尾橫斷		辭	辭
7	則又當有子車子離	當又		
8	蓋不知其幾人矣	幾下無人字		
9	不鼓缶而歌則大耋之嗟		缶·耋	
17b 7	博雅曰	博		
18a 1	崑崙山在今肅州酒泉縣西南	今在		
7	其辭之褻慢	詞		
18b 1	而論其辭	無而字·詞		
18b 5	不雜它意		他	他

卷数	宋端平二年刊本	宋嘉定四年同安郡齋刻本	宋嘉定六年章貢郡齋刻本	宋嘉定十年朱在刻本
5	而言則其篇内	言下無則字		
7	以它求而不以		他	他
19a 1	吟咏情性之本旨	指	性情	性情
4	今姑闕之以俟知者	無今字		
19b 8	釋為羣犬走兒	群・無走字		
20a 1	皆當從三火			犬
20b 1	吾蓋為祭者之詞		謂	謂
21a 8	而後以讒言見弃	棄		
21b 8	賓主彼我之辭	詞		
8	最為難辨	辯	辯	
22a 1	何壽夭均在予		以	以
5	屈原訴神之辭	詞		
6	乘龍冲天	冲		冲
9	未論辭之本指得失如何	詞		
22b 4	舊說誤以為日	吾	吾	
9	其穿鑿愈甚矣	已		
23a 2	絀瑟交鼓之云者	鼓 下同		
3	見其來之蔽日耶		此二行不改行	此二行不改行
4	聲色娛人		不分二條	不分二條
23b 8	不得其所也			得下無其字
24a 8	審爾則韓子亦誤	爾	爾	爾・無則字
24b 1	或問魂魄		曰	曰
1	物生始化日魄	晁 下同		
2	既生魄陽日魂			無陽字
5	天氣為魂	神		
5	魂人陽神也	晁 下同		
8	其間有靈者	間下無有字		
25a 6	但其下文所分	以		

卷數	宋端平二年刊本	宋嘉定四年同安郡齋刻本	宋嘉定六年章貢郡齋刻本	宋嘉定十年朱在刻本
9	今閩人有謂雄為形者	有下有所字		
辯證下				
1a 3	隅○限○之數		限隅	限隅
3	天有九野九千九百九十九隅		萬	
5	論衡○云	曰	衡	
7	此言兔在月中	兔		
8	逐麋之犬當顧菟耶	兔	兔 下同	
1b 6	蓋上帝欲息此壤	脫蓋上帝三字		
2a 6	大氏古今認天問者		抵	抵
8	俚俗相傳之語	相傳俚俗		
9	僧伽降無之祈	巫支祁		
2b 9	崑崙虛旁	墟		
9	有四百四十門	十下有四字		
3a 3	其詞本興招魂相表裏	裏	辭·裏	辭·裏
7	其失愈遠矣	失下無愈字		
3b 1	康回燭龍之屬	屬 下同		
4	今嶺南有異蛇	有下有一字		
4a 1	大蛇能吞人家所伏雞卵		無家字	無家字
4	羿焉彈日烏焉解羽	無羿焉彈日烏焉解羽八字	無羿焉彈日烏焉解羽八字	無羿焉彈日烏焉解羽八字
	洪引歸藏云羿彈十日補注引山海經注日	補注引以下改行分二段	補注引以下改行分二段	補注引以下改行分二段
7	乃為妖怪			恠 下同
7	故羿仰天控弦	絃		
9	誤以為十日並出之說	無以字	無以字	無以字
5a 1	齊東鄙論不足信也	論鄙二字在一格裡		
2	啓棘實商四字		商 下同	商 下同
3	遂致紛紜	紛		

卷数	宋端平二年刊本	宋嘉定四年同安郡齋刻本	宋嘉定六年章貢郡齋刻本	宋嘉定十年朱在刻本
4	獨以賣嬪相以		猶	
5	以賣為嬪			實
9	又以列陣宮商	無以字		
5b 3	則山海之恠妄	海下有經字	怪	海下有經字 ・怪
5	不知山海實因此書而作	海下有經字		
9	大氏古書之誤		抵	抵
6a 4	不能得其本真		真	真
6b 1	從右脇下水腹上出			小
9	但終弊于有庖	弊 下同		
7a 1	不知又何說也	無不知二字		
3	而誤邪	耶		
3	此篇所問有庖羿浞事	無所字		
9	齊桓九會	合		
7b 3	有裳衣兵車之辨	衣裳・辯	衣裳	衣裳
4	此辭亦作九會	詞		
5	公羊穀梁故是戰國時人也	固		
8a 4	其詞氣雍容整暇		辭	辭
6	含意悽惋戀嫪低回		回	回
8	是以其詞雖切		辭	
8b 3	故忍死以畢其詞焉		辭	辭
5	育次介然	育	育	育
6	擇其辭之精粗	詞		
7	其志之切而詞之哀		辭	辭
9a 5	哀郢楚文王自丹陽徙江陵			哀郢二字在前行此二字 題名也
7	抽思何獨樂斯之蹇蹇兮			抽思二字在前行此二字 題名也
9b 6	懷沙改叶音己			脫懷沙二字 是題名也當在前行
6	為自變改	自變二字作日字	無自變二字 改下有日字	
8	懷質抱情獨無匹兮	懷質以下不改性 與前條合而為一條	懷質二字在一格裡而刻 在上一格	

卷数	宋端平二年刊本	宋嘉定四年同安郡齋刻本	宋嘉定六年章貢郡齋刻本	宋嘉定十年朱在刻本
10a 1	伯樂既沒驥焉程兮			馬
1	故嘗疑之	固		
8	惜往日受命詔以昭時			脱惜往日三字 是題名也當在前行
10b 2	此詞明言立枯		辭	辭
4	悲回風施黃棘之枉策			脱悲回風三字 是題名也當在前行
11a 9	一旦忽然從天而下		無然字	無然字
11b 4	洪氏引之而無他說	它	它	它
12a 3	古文史類多有之	無古字		
3	漢紀云	無紀字		
7	為晶明光炯之意	炯		
13b 1	盖其理初不異也	蓋		
3	老子以營為魄	魄	魄	
4	獨其載字之義	無其字		
14a 2	陽氣充魄為魂能運動	魂下又有魂字	魂下又有魂字	魂下又有魂字
5	則是將使神常勞動	常		
8	以陷於衆人傷生損壽之域	蹈		
14b 2	李軌解魄為光		竟	魂
7	恐其於上句文義之鄉背			無恐字
8	蘇氏王氏之云	說		
9	大氏後人讀前人之書		抵	抵
15a 4	能因是以考焉		而	而
4	泝流求原之一助也			源
7	曲禮告喪之詞		喪·辭	喪·辭
15b 5	滑稽圜轉			圓
6	此詞所用二字之意		辭	辭
16a 4	補訓抽絲		思	
16b 1	盖下與蒼龍為對		盖下有以字	盖下有以字
4	乃隨榮字誤解耳	字下有而字		



卷数	宋端平二年刊本	宋嘉定四年同安郡齋刻本	宋嘉定六年章貢郡齋刻本	宋嘉定十年朱在刻本
17a 1	剪紙招我魂			翦
4	徧於衢路	道		
9	決是誕妄無可疑者	決		
17b 1	其它小小異事			他
3	層冰飛雪之類	冰		
4	如五代史	史代 二字在一格裡		
4	白晝羣行	晝下有而字		
5	不足惟也	怪		
7	說文乃云	曰		
9	榭有屋明矣	明矣下有說文 是也四字	明矣下有說文 誤也四字	明矣下有說文 誤也四字
18a 2	南有屈金	尼		
8	於屈衡傳所引	屈衡 下同		屈 下同
18b 3	乃讀此詞		辭	辭
7	孔安國張平子之繆	謬		
9	晁錄			無晁錄以下全文
19a 1	楚辭篇次	詞		
3	古今詞賦之美		辭	
4	凡詞之如騷者		辭	
5	已略備矣	畧		
6	相如揚雄為之冠		楊	
6	宋馬辭有餘	詞		
7	而理不足	足下有而字		
9	脉理斷續	絕	絕	
19b 1	命世英傑之材	才		
3	見山川之紆曲	迂		
7	工誦箴諫之詞		辭	

## 关于「楚辞集注」宋嘉定四年同安郡斋刻本之真伪 浅说

西 紀 昭

「楚辞集注」是朱熹最晚年的著作。这部书的版本有很多种。其中宋版有五种。最早的是嘉定四年（1211）刊行的同安郡斋刻本。这部书只有「楚辞辩证」二卷和楊楫写的跋文。

跋文里有“刊于同安郡斋、嘉定四年七月朔日”的記述、所以我们认为这部刻本是宋版。但、这个刊行年很有問題。

朱熹的第三子朱在为了嘉定六年（1213）章貢郡斋刻本写了跋文。跋文里有“先君晚岁草定此编……然未尝以示人也”、“嘉定壬申（1212）仲秋在始取遺稿誊写成编”等记述。据朱在写的跋文、嘉定五年以前楊楫看过朱熹遺稿的可能性完全没有了。楊楫的跋文是宋理宗淳祐四年（1244）把書院的名字改变成「考亭書院」以后写的。这篇跋文是伪作的可能性很大。

把同安郡斋刻本和其他宋版的文字比较校勘、同安郡斋本的误刻字太多。误字有45个、脱字有25个、添加字有10个。把俗字改变成正字的有26个、把正字改变成俗字的有16个。其他还有补刻字8个。

有这么多误刻字、这部刻本绝不是宋版、是到了清朝中期以后刊刻的伪书。